

表彰規定

下記の役員が退職したときは、感謝状及び記念品を贈り、その功績をたたえる。

- (1) 島根県教育研究会の会長、副会長及び事務局長として会則の定める任期（１年）以上在任した者。
- (2) 島根県教育研究会の理事及び監査員として在任した期間が合計３年以上となる者。

「付記」 各市郡教育研究会及び専門部研究会は、毎年度末に(1)から(2)の項目の該当者を県教育研究会事務局に報告する。

制定年月日	昭和５０年２月２０日
一部改正	昭和５９年５月１８日
〃	昭和６２年５月 ７日
〃	平成 ３年２月 １日
〃	平成２０年５月３０日

切り取り線

令和 年度 表彰該当者

No.	氏 名	本会・市郡・専門部	役 名	在任期間	備 考
例	島根 太郎	県 教 研 県 教 研 造 形	会 長 事務局長 理 事	1 1 1	R 2 R 元 H 27
1					
2					
3					